

越境に関する覚書

安城市（以下、「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、それぞれ所有する下記土地の境界上における乙所有の構造物の越境について下記のとおり合意し、本覚書を締結する。

記

（土地の表示）

甲：安城市根崎町西根 2 番 5 9 1 7. 8 4 m²

乙：安城市根崎町西根 2 番 6 2 3 7. 1 5 m²

- 第 1 条 甲・乙は、乙所有のコンクリートブロック基礎の一部が、越境物確認図（別図）のとおり、乙土地から甲土地に越境していることを確認した（以下、この越境しているコンクリートブロック基礎の一部を「越境物」という。）。
- 第 2 条 乙は、自己が所有する越境物について、自己の責任と負担により維持管理するとともに、将来、撤去・建て替え等を実施する場合は、自己の責任と負担において越境物を撤去のうえ越境を解消するものとし、当該越境部分にかかる甲土地の所有権その他の権利を主張しない。
- 第 3 条 甲は、乙が越境物について、建て替え等により現状変更（通常の点検や軽微な補修行為は除く。）しない限り、越境物の撤去その他の請求をしないものとし、越境物が存在するかぎりにおいて、乙が現状のまま使用することを承認する。
- 第 4 条 甲土地に存在する擁壁について、撤去・建て替え等を実施する場合は、乙と協議を行い決定する。なお撤去・建て替え等の実施時には、乙土地をはじめ、甲土地に隣接する土地に影響を及ぼすことがないように、必要な措置を講ずるものとする。
- 第 5 条 甲・乙は、それぞれの甲土地、乙土地を第三者に譲渡する場合、当該譲受人に対して本覚書の自己の地位を承継させるものとする。
- 第 6 条 本覚書は越境物による越境が解消された時点をもって終了するものとする。
- 第 7 条 本覚書に定めない事項については、甲・乙の間において誠意をもって協議を行い決定する。

本覚書締結の証として、本覚書 2 通を作成し、甲・乙署名押印の上、各 1 通をそれぞれ保管する。

令和 年 月 日

（甲）住所 安城市桜町 1 8 番 2 3 号
 安城市
 氏名 安城市長 三星 元人

（乙）住所
 氏名

㊟

安城市根崎町西根

